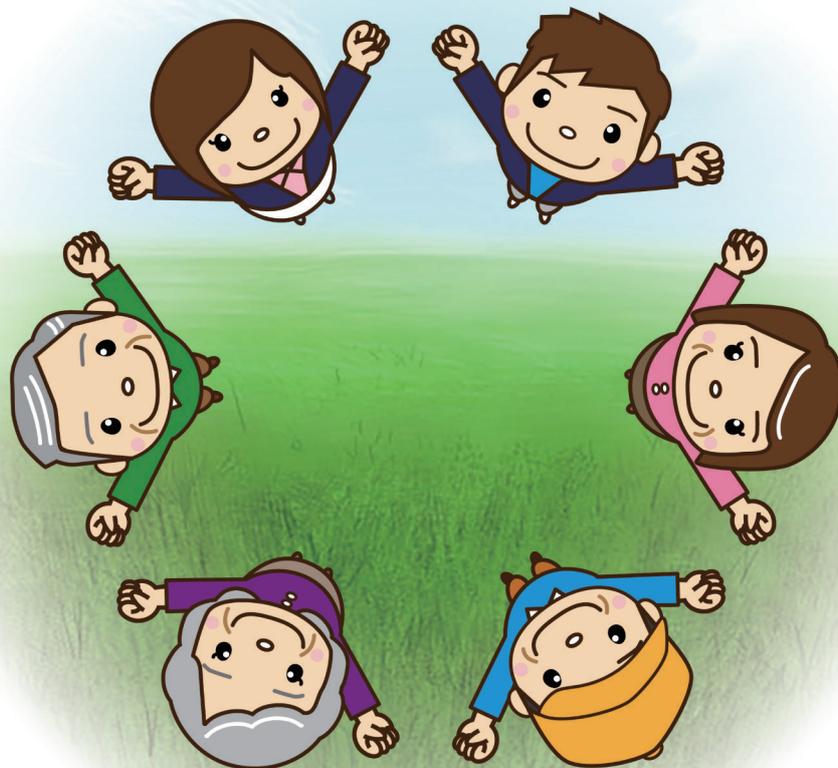


福祉関係者・地域の協力者のための



権利擁護制度

ハンドブック



| | |
|-----------------------|--------|
| ■ はじめに | P2～3 |
| ■ 権利や財産を護る制度があります .. | P4～5 |
| ■ 法定後見制度と任意後見制度 | P6～7 |
| ■ 法定後見制度の申立の流れ | P8～9 |
| ■ 任意後見制度の手続きの流れ .. | P10～11 |
| ■ 福祉サービス利用援助事業 | P12～13 |
| ■ Q & A | P14～17 |
| ■ お問い合わせ先 | P18～19 |



はじめに

社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会
会長 高橋 幸夫

急速な少子高齢化が進む中、認知症や知的障害、精神障害等の判断能力が不十分な方の権利擁護や意思決定支援のニーズが高まっています。

東広島市社会福祉協議会では、平成11年10月に「福祉サービス利用支援事業（通称；かけはし）」を実施、平成24年2月に「法人後見事業」を開始、平成24年4月からは権利擁護センターを開設して、権利擁護に関する総合的な窓口として事業を実施しております。

また、平成26年には、高齢者世帯や身体的な障害が理由で外出が困難な方に対しても日常的な金銭管理サービスが提供できる「生活あんしんサポート事業」を開始し、多様な生活課題に対応してきました。

権利擁護センターでは、成年後見制度等についての情報を必要としている方に対して、制度・サービスの理解を深めるための講演会等を開催し、広く普及啓発を図っておりますが、法人後見における認知症高齢者等の市長申し立てによる受任件数が著しく増加していること、障害をもつ子どもの保護者会等からの説明会の要望が多く権利擁護センターに寄せられていること等から、関係機関や当事者に対して制度の周知が広がってきているとともに制度への関心も高まってきていることがうかがえます。

これから、社会福祉協議会が進める地域共生社会づくりにおいて、判断能力の低下した方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域の福祉関係者等とのネットワークによって、権利擁護体制を強化していくことが求められていると感じています。

このハンドブックは、成年後見制度の利用方法や、東広島市社会福祉協議会権利擁護センター運営委員の専門分野からのコラム、Q & A等を掲載し、「わかりやすく」をテーマに作成いたしました。

これから成年後見制度等の利用を考えている方や、地域で支援に関わる方の参考になれば幸いです。

成年後見制度が

制定された経緯

広島大学大学院
教授 横藤田 誠

老齢や病気などで判断能力が低下し、みすみす財産を奪われたりすることは、昔からよくあることでした。そうした人たちを保護する制度が各国で用意されており、日本でも1898(明治31)年から「禁治産・準禁治産制度」が民法に定められていました。ところがこの制度には、使いにくい多くの欠陥があって、1948～1997年の50年間に禁治産が宣告された件数はたった2万5千件。何よりも、「治産を禁ずる」という用語からうかがえるように、「人」よりも「財産」を保護する制度であり、本人の意思はほとんど無視されていたのが最大の問題でした。

何百万人にもものぼる認知症高齢者の生活と尊厳をどう守っていくのか。障害のある人が地域で自分らしく暮らすにはどのような支えが必要なのか。熱心な議論の末、真の「共生社会」実現のため、「本人の保護」と「自己決定の尊重」を二本柱とする成年後見制度が、2000年から施行されたのです。2018年の申立て件数は3万5千件以上と、禁治産制度50年間の合計より多くなっていますが、ニーズがありながら利用できていない人もまだまだたくさんいます。本人の意思と生活に寄り添いながら、本人のための制度として育てていきたいものです。

東広島市社会福祉協議会権利擁護センターでは運営委員会を設置し法律・医療・福祉等の専門職の方や有識者に運営委員会委員として就任していただき、センター運営について助言をいただくとともに問題解決を図る体制を構築しています。

●東広島市権利擁護センター運営委員

| | |
|-----------------|-----------------------------------------|
| 弁護士 | 中井克洋(広島メープル法律事務所 弁護士) |
| 司法書士 | 小松志津枝(ひぐち合同事務所 司法書士) |
| 行政書士 | 亀井守(広島県行政書士会) |
| 社会福祉士 | 来山学弘(広島県社会福祉士会 権利擁護センター ばあとなあひろしま 運営委員) |
| 税理士 | 猪原清(猪原税理士事務所 所長) |
| 広島県社会保険労務士会 | 中本美由紀(社会保険労務士 中本事務所) |
| ○ 医師(東広島地区) | 山崎正数(医療法人 三永会 西条心療クリニック) |
| 東広島市社会福祉施設連絡協議会 | 本永史郎(御菌寮 施設長) |
| 東広島市 | 梶永里美(東広島市健康福祉部長) |
| ◎ 学識経験者 | 横藤田 誠(広島大学大学院 教授) |
| その他会長が必要と認める者 | 石原さやか(東広島市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長) |

◎委員長 ○副委員長

※このハンドブックでは5名の委員よりそれぞれの専門分野より「コラム」を執筆いただいています。



権利や財産を護る制度があり

こんな困りごとについて制度が利用出来ます

| | | |
|-------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度 | 財産管理 | 認知症の母親が手術を受けることになった。 まとまったお金が必要なので、母の定期預金を解約したいが金融機関で「本人でなければ解約できない」と言われた。 |
| | | 父が死亡して、知的障害の兄が1人で暮らすことになった。 私は遠方にいるので、支援する事が難しい。 相続の手続きも必要だし、今後の不動産や預貯金の管理が心配だ。 |
| | 身上監護 | 身寄りのない高齢者で、認知症が進行して一人暮らしが難しくなっている。 今後、施設入所を考えていかなければいけないが、施設より「入所には後見人が必要」と言われた。 |
| | | 「母親の認知症が進んでいる」と民生委員から連絡があった。 自分は遠方におり、仕事や家族もあるので母親の支援が難しい。 介護サービスの利用の手続きや、契約などを代わりにお願いしたい。 |
| | | 近所の一人暮らしの高齢者が訪問販売で高価なものを買っているらしい。 認知症もあるみたいだし心配だ。 |
| 任意後見制度 | 将来の財産管理と生活 | 妻に先立たれて独りになった。子供もおらず、兄弟も高齢で頼れる人がいない。 今は元気で大丈夫だけど、判断力が低下した時には、自分が信頼できる人に支援してもらいたい。 |
| 福祉サービス利用「援助事業」かけし | 福祉サービスの利用支援と日常的な金銭管理 | 福祉サービスを利用したいけれど、どうしたらよいかわからない。 年金や手当、給料を上手に使うことができず、月末にいつも生活費がなくなってしまう。 |

ます

制度をつかうと

代理権^(※1)を使い後見人が金融機関で手続きを行い、母親に代わって預金を払戻します。後見人は母親の身の回りの品の購入や入院費の支払を行います。

兄に変わって後見人が相続の手続きを行います。預貯金や不動産などの財産を守りながら地域での暮らしを支えます。

後見人として入所時の契約を行うことはもちろん、入所後も、継続的に関わり本人や施設からの相談に対応したり、支払等を行っていきます。

後見人が母親の意思を尊重して、生活状況を把握してサービスの利用などを支援します。また、介護保険などの申請も代行します。

同意権、取消権^(※2)により、後見人が同意していない高額な商品の契約は取消することができます。

あらかじめ信頼できる人に助けてもらう内容を決めておくことで、判断力が低下した後も自分の意思に基づいて安心して生活することができます。

福祉サービスの利用に関する情報の提供、利用手続きの支援を行います。
通帳や大事な物を預かり、社会福祉協議会の専門員と生活支援員が日常的な金銭の遣り繰りを中心に生活をサポートします。

●代理権 ※1

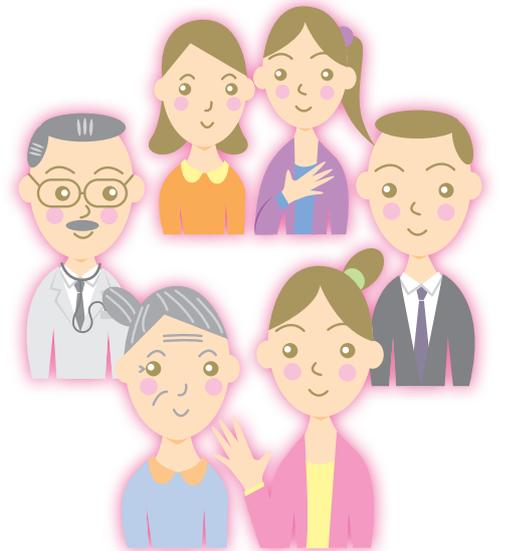
介護認定の申請や福祉サービスの契約などを後見人が本人に代わって行うことができます。また本人のための預貯金の預け入れ、払い戻しなどの金融機関手続きが出来ます。

ただし代理権の範囲は本人の判断能力の程度によってこととなります。

●同意権・取消権 ※2

同意権とは本人の法律行為の内容が本人に不利益でないか検討して問題ない場合に同意(了承)する権限です。

取消権とは本人の法律行為を取り消す権限です。本人の判断能力が十分でなく不必要な契約をしてしまった場合、契約を取り消すことができます。





法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度には、判断能力が不十分な人が利用する「法定後見制度」と

補助・保佐・成年後見の概要

| 制度 | | 補助 | 保佐 | 成年後見 |
|-------------|---------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 要件 | 対象者 (判断能力) | 精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害等)により、事理を弁識する能力が不十分な者 | 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者 | 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況の者 |
| 開始の 手続き | 申立権者 | 本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、成年後見監督人等、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町長 | | |
| | 本人の同意 | 必要 | 不要 | 不要 |
| | 医師による鑑定 | 原則として不要 | 必要(省略する場合あり) | 必要(省略する場合あり) |
| 名称 | 本人 | 被補助人 | 被保佐人 | 成年被後見人 |
| | 支援者 | 補助人 | 保佐人 | 成年後見人 |
| | 監督人 | ※ 本人の状況等に応じて、家庭裁判所が選任する。 (親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等の個人または法人) | | |
| | | ※ 家庭裁判所が必要と認めるとき、本人もしくはその親族からの請求があったときに選任することができる。 | | |
| 同意権・ 取消権 | 付与の対象 | 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める民法第13条1項所定の行為の一部 | 民法第13条1項所定の行為 | 日常生活に関する行為以外 |
| | 付与の手続き | 補助開始の審判+同意権付与の審判+本人の同意 | 保佐開始の審判 | 成年後見開始の審判 |
| | 取消権者 | 本人、補助人 | 本人、保佐人 | 本人、成年後見人 |
| 代理権 | 付与の対象 | 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」 | | 財産に関する全ての法律行為 |
| | 付与の手続き | 補助開始の審判+代理権付与の審判+本人の同意 | 保佐開始の審判+代理権付与の審判+本人の同意 | 成年後見開始の審判 |
| 責務 | 身上配慮義務 | 本人の意思を尊重し、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務 | | |

※ 民法第13条1項 所定の行為

- ① 預貯金などの元本を領収すること、これを利用すること
- ② 借金すること、保証すること
- ③ 不動産その他の重要な財産に関する権利を得ることや失うこと
- ④ 原告として訴訟行為をすること
- ⑤ 贈与をすること、和解すること、仲裁契約をすること
- ⑥ 相続を承認すること、相続を放棄すること、遺産分割をすること
- ⑦ 贈与を断ること、遺贈を放棄すること、負担付贈与を受け取ること、負担付遺贈を受けること
- ⑧ 新築、改築、増築、大修繕をすること
- ⑨ 土地について、5年を超える賃貸借をすること、建築について3年を超える賃貸借をすること



財産を守るために

弁護士法人 広島メープル法律事務所
弁護士 中井 克洋

世の中には、判断能力が十分でない人に近づいて、その人の財産を自分の意のままにしようとする悪い人がたまにいます。優しい言葉で近づいてきて、一旦親しくなると、言葉たくみに通帳などを預かったり、お金を借りたり、物を買わせたりしようとしします。場合によっては家にまで入り込んできます。このようなケースを経済的虐待と言います。しかし判断能力が不十分な人は、自分が不当な扱いを受けていることに気づかなかったり、気づいてもどのように対処してよいかわからないため、どんどん悪い人たちの言いなりになってしまいがちです。周りの人がその悪い人に対して警告をしても、「本人が良いと言うんだからいいではないか。」と言われると、なかなか本人を守ってあげることができません。このような場合こそ法定後見制度を利用すべきです。具体的には、法定後見制度の申立により、補助人、保佐人、成年後見人がつけば、本人のかわりに、悪い人に対して、「あなたにはこの人の財産に手をつける権利はありません。持っている通帳は返してください。」などと言ってもらえます。

なお法定後見制度の申立をした場合、その結果（審判）が出るまでにある程度時間がかかることがあります。その間にも、悪い人たちが財産を奪うことを防がなければなりません。そのような場合には、補助、保佐、成年後見の決定がでるまでの間に暫定的な財産管理者を裁判所が選任することによって、財産の流出を防ぐ手だてがあります。これを審判前の保全処分といいます。

このように、法定後見制度は判断能力が不十分な人の財産を守るために大切な制度が用意されているのです。

身上監護とは

公益社団法人 広島県社会福祉士会
社会福祉士 来山 学弘

成年後見人等の職務には財産管理とともに身上監護があります。身上監護とは、本人（成年被後見人等）がその人らしく安心して生活できるように、成年後見人等が様々な手続きや契約などを行うことです。

身上監護の主な内容には、入院など医療に関すること、住居に関すること、施設の入退所に関すること、介護や生活維持に関すること、教育やリハビリに関することなどがあります。これらについて手続きや契約を結び、その費用を支払いますが、それ以外にも定期的に本人に面会し、関係者から状況を聞き取るなどして、適切に支援やサービスが提供されているか確認し、必要であれば相手方に改善を要望することも成年後見人等の重要な役割です。

成年後見人等の職務は法律行為が中心ですが（実際の介護行為等はいりません）、成年後見人等には、本人の意思を尊重しつつ、心身の状態や生活の状況に配慮しなければならないという義務があります。とはいえ、例えば「施設に入所中の寝たきりの本人が家に帰りたいと訴える」など、本人にとっては不利益になる可能性もあることを要望されることもあり、判断力が低下した本人の意思を確認するのは困難な場合もあります。そのような場合でも、本人の要望の背景を汲み取りながら本人の意思を確認または推定し、あるいは代弁することを通して、可能な限り本人が意思決定していくための支援を行います。



法定後見制度の申立の流れ

検討

申立の準備

本人にとって成年後見制度が必要かどうかを検討します。

■ 申立人を検討します

● 申立権者(申立できる人)

本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、成年後見監督人等、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町長

■ 後見人候補者を検討します

● 成年後見人等になれる人

- ・本人の親族
 - ・法律・福祉の専門家
(弁護士・司法書士・社会福祉士等)
 - ・法人(社会福祉協議会等)
- ※最終的には家庭裁判所が適任者を選任します
 ※複数の人がなる事もあります
 ※後見人の候補者が見つからなくても申立はできます

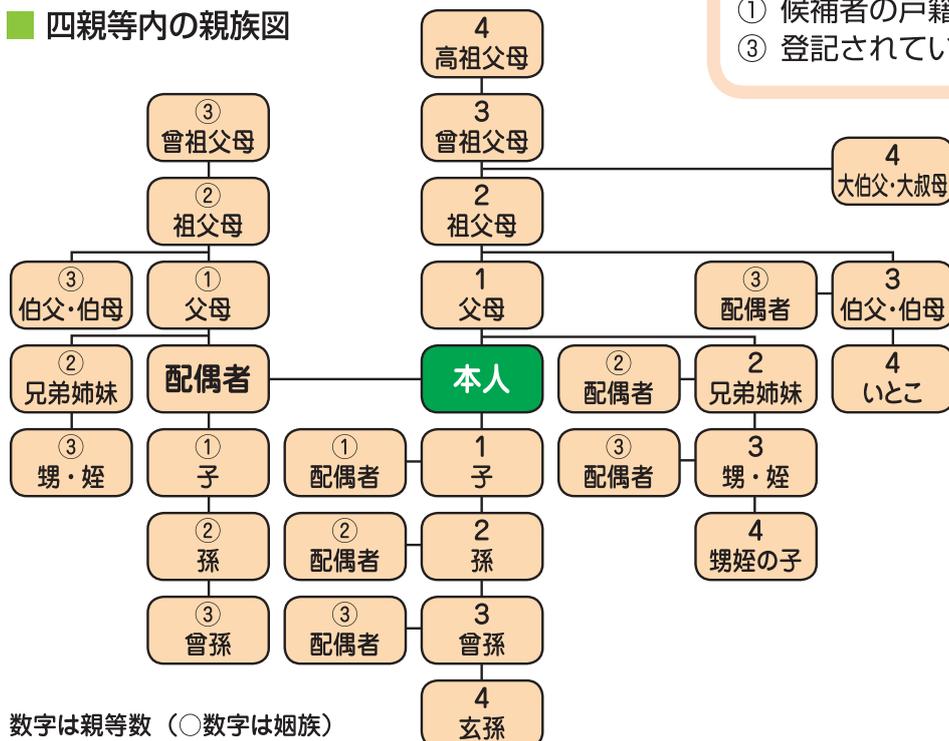
申立に必要な書類を準備します。

広島家庭裁判所(P18 ページ)で説明を聞き、申し立て書類一式を受け取ります。

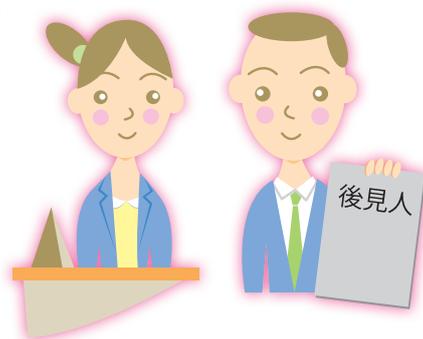
● 申立書類を作成します

- ※ 其他必要な書類等
- ① 本人の戸籍謄本 ② 申立人の戸籍謄本
 - ③ 戸籍附票又は住民票
 - ④ 登記されていないことの証明書
 - ⑤ 診断書(成年後見申立用)
 - ⑥ 本人情報シート(ケアマネジャー、ケースワーカーなどの福祉関係者が作成)
- #### ● 本人の財産を証明するもの
- ① 不動産全部事項証明書
 - ② 納税通知書又は固定資産税評価証明書
 - ③ 預金通帳の写し(通帳が無い場合は残高証明書)
 - ④ 有価証券に関する書類(取引残高報告書・証券の写し)
 - ⑤ 生命保険等に関する書類(保険証券の写し)
 - ⑥ 負債に関する資料(ローン契約書又は借入書・支払い明細書・住宅ローン償還表)
 - ⑦ 収入内容を証明する書類
- ※ 成年後見人等の候補者が決まっている場合
- ① 候補者の戸籍謄本 ② 戸籍附票又は住民票
 - ③ 登記されていないことの証明書

■ 四親等内の親族図



数字は親等数 (○数字は姻族)



申立

審判

後見スタート

申立人が広島家庭裁判所に行き、申し立てます。

● 家庭裁判所において

1 調査・審問

書記官より申立人へ申立書に書かれていることの確認のほか候補者の経歴や現在の状況、今後の後見人の方針などを聞きます。

2 医師による鑑定

3つの成年後見制度うち、「後見」「保佐」を利用する場合には、明らかな場合を除いて、本人の精神状況について医師による鑑定が行われます。なお、成年後見制度「補助」の申立の場合は原則的に診断書で足りますが、判断能力の判定が困難な場合は鑑定が行われることがあります。

ケースによって異なりますが申立から成年後見人等が決まるまで約1〜2カ月かかります。また、後見人等に選任されたことの登記が終わるの審査から一カ月後になります。

- 法務局で発行してもらう登記事項証明書が後見人の資格証明となります。
- 後見人は就任後、財産調査に着手してから一ヶ月以内に財産目録・年間収支の見込みを家庭裁判所に提出します。
- 後見人は定期的に家庭裁判所に活動を報告します。

● 必要な経費

申し立てにあたって、次の手数料や費用がかかります。これらの申立費用や鑑定費用は申立人の負担となります。

| | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収入印紙 | 3,400円(申立手数料800円、登記手数料2,600円) |
| 郵便切手 | 成年後見…3,240円分(500円×4枚、84円×10枚、10円×10枚、50円×5枚、2円×10枚、5円×6枚) 保佐・補助…4,240円分(500円×6枚、84円×10枚、10円×10枚、50円×5枚、2円×10枚、5円×6枚) |
| 鑑定費用 | 約5〜10万円(鑑定が必要な場合のみ) |

※ バンフレット作成時の金額です。

成年後見の診断書と鑑定書について

医療法人 三永会 西条心療クリニック
医師 山崎 正数

家庭裁判所で成年後見の決定(審判)を受けるためには、一つないし二つの課程が必要です。一つ目で必ず必要なものが医師による成年後見診断書です。この診断書は医師であれば、専門を問わず主治医でも記載ができますが、難しい場合や自信がない場合は精神科の医師に依頼する方法もあります。

診断書の作成には、これまでどんな病気をしたか、現在の状態はいつから始まりどのように経過しているかなどを聞く通常の診察が必要です。加えて、多くの場合は知的能力を記載する必要がありますので、簡単な知能検査や長谷川式認知スケールを行います。これらを総合して医師は後見、保佐、補助の判定を行い、その結果を診断書に記載します。

その後、裁判所がこの診断書を参考として成年後見の開始の審判を行います。しかし、診断書の内容と裁判所の調査の結果が一致しない場合は、精神鑑定書が必要となります。これが二つ目の課程です。

鑑定書は要点式のものを使える場合は記載が容易で主治医でも可能です。しかし、認知症以外のかたの鑑定書となると内容が複雑となるために専門医にまかせた方が無難でしょう。

診断書と鑑定書の作成は健康保険は使えませんので、料金は医師や難易度により違ってきます。事前に相談することがよいでしょう。



任意後見制度の手続きの流れ

検 討

本人にとって任意後見制度が必要かどうかを検討します。

■ 頼む人と頼む内容を決めます

- 将来判断能力が低下したときに誰に支援してもらうか、どのような支援をしてもらうかを決めます

財産管理に関する法律行為・身上監護に関する法律行為

- 成人であれば誰でも任意後見人になる事が出来ます。また専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士)が就任することもあります。
- 任意後見人に払う報酬も決めておきます

契 約

支援する人と支援する内容が決まれば、支援する人と支援される本人で公証役場へ行き、備えとしての成年後見制度(任意後見)の契約を締結して公正証書を作成してもらいます。

公証役場は全国にあり、どの役場で手続きをとってもかまいません。自宅周辺等便利な場所で行うのが良いでしょう。

また、本人の体調等により公証役場へ行けるような状況でない場合、出張してもらえる場合もあります。

判断力が低下したら

■ 必要な経費

- 公証役場の手数料

契約につき1万1,000円、それに証書の枚数が法務省令で定める枚数の計算方法により4枚(法務省令で定める横書の証書にあっては、3枚)を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加算されます。

| | |
|------------|-----------|
| 法務局に納める印紙代 | 2,600円 |
| 法務局への登記嘱託料 | 1,400円 |
| 書留郵便料 | 約645円 |
| 正本謄本の作成手数料 | 1枚250円×枚数 |

任意後見制度を考えると

ひぐち合同事務所

司法書士 小松 志津枝

任意後見制度は、将来自分の判断能力が不十分になったときに備えて支援してくれる人(任意後見人)や支援してもらう内容を、元気なうちに自分で考えて決めておくことができる(公正証書による任意後見契約が必要)後見制度のひとつです。任意後見制度の一番のメリットは「自分の希望する老後の生活を送ることができること」と、言えます。そのためには、支援を頼む任意後見人は信頼できる人(家族、友人、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家等)にお願いし、任意後見人になってくれる人と自分の将来(任意後見契約内容)について時間をかけて何度も話し合うことが必要です。

任意後見制度の利用形態は①移行型②即効型③将来型があります。今すぐに支援を受けたいけれど、今の判断能力に不安がない人は①移行型(通常の委任契約により支援を受けることができ、判断能力の低下後は任意後見契約の効力発生へと移行)、今の判断能力に不安がある人は②即効型(任意後見契約の効力発生) 将来判断能力が低下した時に支援を受けたい人は③将来型 このように支援形態を選ぶこともできます。

転ばぬ先の杖、自分で選ぶ任意後見制度の利用を一度考えてみてはいかがでしょうか。

申立

契約の締結が終わると、いったん手続きは止まります。その後、本人の判断能力が低下してきたら、任意後見受任者が任意後見人になります。そのとき、家庭裁判所に申立をして、任意後見人を監督する人として任意後見監督人を選任してもらう必要があります。

なお、契約の締結が終わると直ちに家庭裁判所に申し立てる場合もあります。任意後見制度を検討する時点で、少し判断能力が低下している状態（成年後見制度でいう「保佐」や「補助」に当たる方）の場合がこれにあたります。

家庭裁判所での申立を行うために必要な書類は以下のとおりです。

●申立に必要な書類

- ① 任意後見監督人選任申立書
- ② 申立事情説明書
- ③ 財産目録および収支状況報告書
ならびに付属資料
- ④ 任意後見受任者事情説明書
- ⑤ 任意後見監督人候補者事情説明書
- ⑥ その他の書類(親族関係図など)
- ⑦ 任意後見契約証書の写し
- ⑧ 任意後見契約の登記事項証明書
- ⑨ 申立人の戸籍謄本
- ⑩ 本人の戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、診断書
- ⑪ 成年後見監督人候補者の戸籍謄本、住民票、身分証明書

任意後見 スタート

具体的には以下のような
職務が考えられます。

本人の「財産管理」に関すること

- ① 不動産や重要な動産などの財産管理、保存、処分
- ② 銀行や保険会社などの金融機関との取引
- ③ 年金や障害手帳など定期的な収入の管理
- ④ 土地や貸家の賃料収入の管理
- ⑤ 住宅ローンや家賃の支払など定期的な支出の管理
- ⑥ 保険や公共料金などの定期的な支出の管理
- ⑦ 日常生活費の送金や生活必需品などの購入、支払
- ⑧ 不動産に関する権利証や通★といった書類や実印の保管、各種行政上の申請の手続き

本人の「身上監護」に
関すること

- ① 保険サービスや福祉サービス利用契約の締結や管理、要介護認定の手続き、
- ② 施設入所契約など、福祉サービス利用に関する諸手続
- ③ 上記1についてのサービス内容のチェック
- ④ 本人の住居の購入や賃借、家屋の増改築などに関すること
- ⑤ 医療サービス契約や入院に関する諸手続

※ 上記はあくまで一例です。「財産管理」「身上監護」として認められることであれば広く支援することが可能です。

任意後見 契約終了

任意後見契約は、次のような事由によって終了します。

- 法定後見の開始
- 本人の死亡または破産
- 任意後見人（任意後見受任者）の死亡・破産または任意後見人（任意後見受任者）自身に対する後見の開始
- 任意後見契約が終了した場合、引き続き本人が保護を必要としている際は、新たな任意後見契約による任意後見を開始するかあるいは法定後見を開始することになります。





福祉サービス利用援助事業

「福祉サービスの手続きの仕方が分からない」、「銀行でお金をおろしたいことについて、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝い

利用対象者

- 自分ひとりで契約などの判断をすることや預貯金の管理に不安がある人が利用できます。

次の 1 ～ 3 のすべてにあてはまる人

1 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な人

※療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている人、認知症の診断を受けている人に限られるものではありません。

2 「かけはし」を利用する意思がある人

3 「かけはし」の契約内容が理解できる人



※上記のことについて、ガイドラインにそって専門員が聴き取りを行います。

主な支援内容

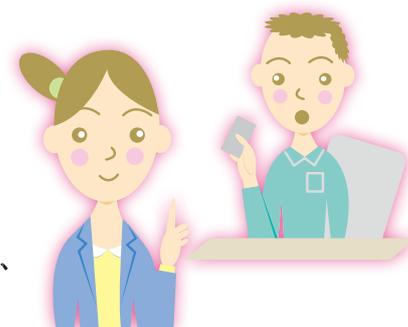
- 福祉サービス等の利用支援…福祉サービスなどを安心して利用できるようにお手伝いします。
 - ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談
 - ・福祉サービスの利用申し込みと契約の代行、代理
 - ・福祉サービスに関する苦情を解決するための手続きの支援
 - ・成年後見制度に関する相談や利用支援
- 日常的な金銭管理の支援…日常生活における支払いやお金の出し入れのお手伝いをします。
 - ・預貯金の出し入れ、また預金に関する手続きの支援
 - ・福祉サービス等利用料金の支払い手続き
 - ・公共料金等支払い手続き
 - ・日用品購入の代金の支払い手続き
 - ・年金等を受け取るために必要な手続きの支援
- 書類等のお預かり…大切な通帳や証書などを安全な場所で預かります。

【保管できるもの】

年金証書、預貯金通帳、証書(保険証書、不動産権利証書、契約書など)、実印、銀行印、キャッシュカードなど

【保管できないもの】

宝石、書画、骨董品、貴金属類、現金、運用を必要とする株券等



「かけはし」

けれど、「手続きが不安」などの毎日の暮らしの中の不安や疑問、判断に迷うをします。

利用料

- 相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。

福祉サービス利用手続き、日常的な金銭管理など支援計画にもとづいて行う支援には次の料金がかかります。

| | |
|--------------------------|----------|
| 福祉サービス等の利用支援(日常的金銭管理の支援) | 1,500円/回 |
| 書類等のお預かり | 1,500円/月 |

※ 生活保護世帯については「書類等のお預かりサービス」の利用料のみ負担となります。

契約の流れ

1 まず、東広島市社会福祉協議会にご相談ください。

本人以外でも、家族など身近な人、行政の窓口、地域包括支援センター、介護支援専門員や介護サービス事業者、民生委員児童委員などを通じての問い合わせにも対応します。

2 担当者がお伺いします。

専門的な知識をもった担当者(専門員)が自宅や施設、病院などを訪問します。相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。気軽にご相談ください。

3 困りごとを一緒に考え、支援計画を作ります。

困りごとや希望をお聞きして、どのようなお手伝いをどのくらいの頻度で行うかなどを本人と一緒に考えます。その後、契約内容、支援計画を提案します。

4 利用契約を結び、サービスが開始されます。

契約内容を確認していただいた後、利用者と社会福祉協議会とが利用契約を結びます。契約のあとは、支援計画にそって、担当職員(生活支援員)がサービスを提供します。

※次のようなときは、成年後見制度の利用などにつなげます。

- ・「かけはし」の契約が続けられないほど判断能力が低下した場合
- ・商品購入契約や施設の入所契約・解約などの支援が必要となった場合
- ・財産の処分など重要な法律行為の支援が必要になった場合



Q & A

よくある質問をまとめました

法定後見

Q 成年後見制度の利用が必要だと思うのですが、四親等内の親族がいないので申立ができません。

A 申立人が居ないために成年後見制度の利用にいたらないことを防ぐために市町長が申立人になる事が出来ます。

具体的には

本人に配偶者または四親等内の親族が居ない場合にこれらの親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、審判の申立を期待できない場合です。

相談者が親族でない場合、四親等内の親族を探すことは難しいと思います。まずは関係機関に相談してみましょう。

Q 第三者の専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）に後見人になってもらった場合、どのくらい費用がかかりますか？

A 家庭裁判所は後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることが出来るものとされています。報酬の額は法律で決まっているわけではありませんので、裁判官が後見人の事務内容や被後見人の財産を考慮して審判します。

Q

本人には財産が無いのですが、成年後見制度の利用が必要でしょうか？

A

後見人の業務は財産管理とあわせて身上監護も業務とされています。本人の判断能力低下のために、適切な福祉サービスなどの利用申込等ができない場合など、後見人等を選任して、福祉サービス契約の締結などをサポートしてもらいます。また、成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題等で利用することが困難な方のために、申し立て費用や後見報酬を助成する成年後見制度利用支援事業があります。

Q

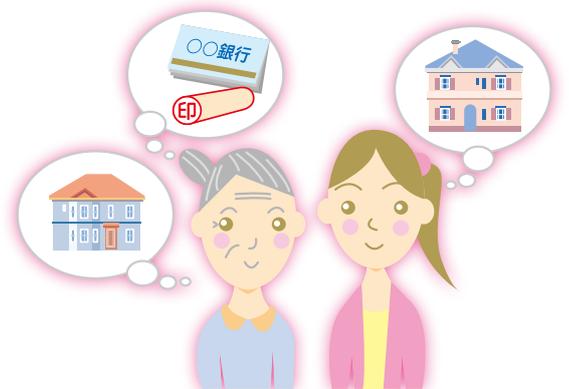
親族が成年後見制度の利用に反対しています。

A

法定後見の場合、親族の反対があっても、本人に必要であると思われ、判断能力の低下が医師の診断書等からも明らかであれば成年後見制度を利用することができます。

ただし、後見人候補者に対し、もし家族や推定相続人の一人からでも、その就任への反対意見が出れば、当該候補者が後見人になることは難しくなります

このような場合、家庭裁判所は、紛争性のある家族・親族関係の後見事案として、推定相続人全員に利害関係の無い第三者（弁護士・司法書士・社会福祉士等）を後見人に就任させる可能性が高くなります。



Q

後見・保佐・補助のうちどの
類型で申立すればよいですか？

A

家庭裁判所に申立てをする際、添付書類として医師の診断書を提出します。本人の判断能力がどの程度か医師が診断した結果により、どの種類の審判を申し立てるか決めることとなります。

ただし医師の診断書と異なった類型で申立てすることも可能です。なお、本人の判断能力については、家庭裁判所に申立て後、医師による鑑定がなされることもあります。鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続きです。鑑定により、申立の類型と異なる結果が出たときには申立の趣旨の変更が必要となります。

Q

成年後見制度における
利益相反とは何ですか？

A

成年後見人は本来、成年被後見人の利益を守る立場となるものです。利益相反行為とは、何らかの事情で成年後見人自身が被後見人の利益を侵害する行為のことを指します。

例えば

- 1 成年被後見人が所有している不動産などを成年後見人が購入するような場合
- 2 成年後見人などが親族以外の第三者で、それが、施設職員・介護支援専門員（ケアマネジャー）・介護サービス提供者などの場合、実質的に利益相反となる場合があります。つまり、施設を運営している法人などが、入居契約に関し権限を有していれば、利益相反の関係に立ち、そこの職員についても、その法人と雇用契約を結んで、職務命令に従って職務を遂行し、法律的には、法人の利益のために動いているので利益相反の関係になります。

Q

成年後見人が出来ない事、やってはいけないことは何ですか？

A

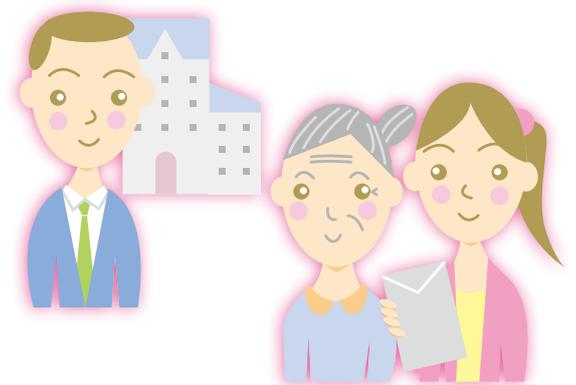
成年後見人等の職務範囲に含まれない事務として次のことがあります。

● 財産管理に関する事務

- ① 利殖(利子・配当金などによって財産を増やすこと)等を目的とした資産運用
- ② 財産の贈与
- ③ 成年被後見人の利益にならない費用の支払い
- ④ 成年被後見人等の利益にならない債務保証、財産放棄

● 身上監護に関する事務

- ① 成年被後見人等の意思に反する身体的強制(医療の受診、治療、入院、リハビリ、介護、教育等の強制)
- ② 一身専属的な行為(婚姻・離婚・養子縁組・認知等)
- ③ 身元保証人、身元引受人になる
- ④ 医的侵襲行為(手術など)の同意





Q & A

よくある質問をまとめました

任意後見

Q 任意後見人は誰に頼めばいいですか？

A 成人であれば、誰でも、あなたの信頼できる人を、任意後見人にすることができます。身内の者でも、友人でも問題ありません。
もとより、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家に依頼してもよいし、また、法人に後見人になってもらうこともできます。

Q 任意後見人への報酬はいくらかかりますか？

A 任意後見人に報酬を支払うか否かは、本人と任意後見人になることを引き受けた者との話し合いで決めることとなります。ごく一般的に言えば、任意後見人を、第三者に依頼した場合には、報酬を支払うのが普通ですが、身内の者が引き受けた場合には、無報酬の場合が多いといえます。
任意後見監督人には、家庭裁判所の判断により、報酬が支払われます。その報酬額は、家庭裁判所が事案に応じて決定しますが、本人の財産の額、当該監督事務の内容、任意後見人の報酬額その他の諸事情を総合して、無理のない額が決定されているようです。決定された報酬は、任意後見人が管理する本人の財産から支出されます。

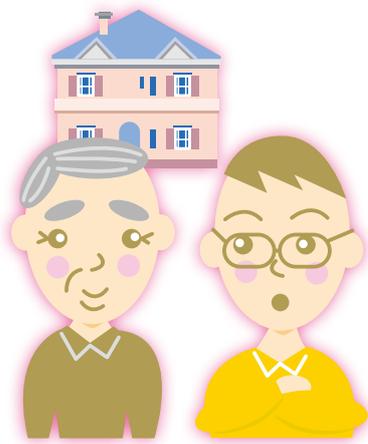
Q 本人の判断能力が衰えてからでも、任意後見契約を締結できますか？

A その衰えの程度が軽く、まだ契約締結の能力があると判断されれば、任意後見契約を締結することができます。本人に、契約締結の能力があるかどうかは、医師の診断書、関係者の供述等を参考にして、公証人が慎重に判断して決めます。
しかし、任意後見契約は、本来的には、本人が元気で、しっかりしているうちに、自ら、将来の事態に備えて、自分が一番信頼できる人を自分の目で選び、その人とあらかじめ契約をして準備しておくというもので、既に認知症の症状が出てきた場合には、むしろ、法定後見の制度を利用した方が無難だと思われる。

かけはし

Q 成年後見制度とかけはしは一緒に利用できますか？

A 成年後見人等は、本人の財産管理と身上監護を行うことになっています。かけはしでの福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理は、成年後見人等の金銭管理に代わるものではありませんので、成年後見人等が選任されている場合でのかけはしの併用利用は限定的に考える必要があります。



Q 成年後見制度とかけはしの違いは何ですか？

A 2つの制度は、よく似ていますが、「かけはし」は、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定していることに対して、「成年後見制度」は、財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援（身上監護）に関する契約等の法律行為を援助することができます。

Q 契約締結能力はどのように判断しますか？

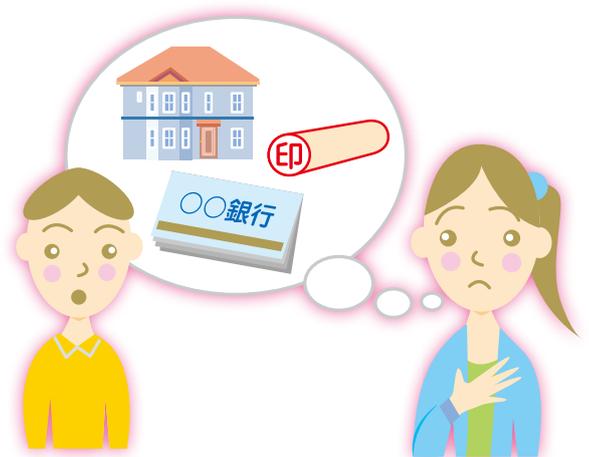
A 「かけはし」は、本人と契約を結んで利用する事業です。契約内容が理解できないほど判断能力が低下している場合は利用することができません。判断能力は専門員が「契約締結判定ガイドライン」で判断します。

Q 本人の意思を十分に確認できなくなった場合は（判断能力が低下した場合）どうなりますか？

A 「かけはし」はあくまで本人の意思に基づいて生活を支援するサービスです。支援計画を変える必要が生じた時、変更内容の理解が難しい場合は、契約締結審査会に諮り、社協から解約させていただく場合があります。その時は、次の適切なサービスにつなげることができるよう努め、本人に不利益がないようにします。

Q 施設に入っても利用できますか？

A 利用できます。在宅はもちろんのこと、施設に入所している人も、病院に入院している人も利用できます。契約時に在宅だったけど契約途中で病院に入院した場合や、その反対に契約時に病院に入院していたけれど契約途中で在宅になった場合、どちらの場合も利用できます。





お問い合わせ先

関係機関一覧

●高齢者の相談窓口

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|-----------------------------|-------------------|----------------|------------------|
| 東広島市役所健康福祉部 地域包括ケア推進課 | 東広島市西条栄町 8-29 | ☎ 082-420-0984 | FAX 082-426-3117 |
| 東広島市地域包括支援センター | 東広島市西条栄町 8-29 | ☎ 082-430-5330 | FAX 082-426-3117 |
| 西条北地域高齢者相談センター桜が丘保養園 | 東広島市西条町寺家 5976 | ☎ 082-423-2595 | FAX 082-422-5675 |
| 西条南地域高齢者相談センター(東広島市社会福祉協議会) | 東広島市西条町土与丸 1108 | ☎ 082-423-2800 | FAX 082-422-5675 |
| 八本松地域高齢者相談センター新生園 | 東広島市八本松町原 11171-1 | ☎ 082-429-0350 | FAX 082-429-1256 |
| 志和地域高齢者相談センターみずほ | 東広島市志和町志和東 810 | ☎ 082-433-6256 | FAX 082-433-5741 |
| 高屋地域高齢者相談センターみその | 東広島市高屋町高屋堀 3486 | ☎ 082-434-6605 | FAX 082-434-0465 |
| 黒瀬地域包括支援センター | 東広島市黒瀬町丸山 1333 | ☎ 0823-82-0203 | FAX 0823-82-7574 |
| 北部地域包括支援センター | 東広島市福富町久芳 1545-1 | ☎ 082-435-2240 | FAX 082-435-2030 |
| 豊栄地域高齢者相談センター(東広島市社会福祉協議会) | 東広島市豊栄町乃美 2841-1 | ☎ 082-432-2083 | FAX 082-432-2145 |
| 河内地域高齢者相談センター(東広島市社会福祉協議会) | 東広島市河内町中河内 1206-1 | ☎ 082-420-7011 | FAX 082-437-0281 |
| 安芸津地域包括支援センター | 東広島市安芸津町三津 4398 | ☎ 0846-45-1653 | FAX 0846-45-6055 |

●障害者の相談窓口

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|------------------------------------------|----------------------------------|----------------|------------------|
| 東広島市役所健康福祉部 障害福祉課 | 東広島市西条栄町 8-29 | ☎ 082-420-0180 | FAX 082-420-0181 |
| 東広島市障害総合支援センター (東広島市子育て・障害者相談支援センター内) | 東広島市西条西本町 28-6 (サンスクエア東広島 1階) | ☎ 082-493-6073 | FAX 082-424-3841 |

●消費生活の相談窓口

| | | | |
|--------------|---------------|----------------|------------------|
| 東広島市消費生活センター | 東広島市西条栄町 8-29 | ☎ 082-421-7189 | FAX 082-423-0270 |
|--------------|---------------|----------------|------------------|

●成年後見制度についての相談機関

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|----------------------------|-----------------------|----------------|------------------|
| 広島弁護士会 紙屋町法律相談センター | 広島市中区基町 6-27 そごう新館 6階 | ☎ 082-225-1600 | |
| (公社)成年後見センター・リーガルサポートひろしま | 広島市中区上八丁堀 6-69 | ☎ 082-511-0230 | FAX 082-223-4382 |
| 広島県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとあひろしま | 広島市南区比治山本町 12-2 | ☎ 082-254-3019 | FAX 082-254-3018 |

●広島家庭裁判所

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|-------------|---------------|----------------|-------|
| 本庁(東広島市の管轄) | 広島市中区上八丁堀 1-6 | ☎ 082-228-0494 | |

●公証役場

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|---------|----------------------------------|----------------|------------------|
| 東広島公証役場 | 東広島市西条西本町 28-6 (サンスクエア東広島 4階) | ☎ 082-422-3733 | FAX 082-422-3733 |

●広島法務局

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|-------|----------------|----------------|------------------|
| 東広島支局 | 東広島市西条朝日町 9-11 | ☎ 082-422-2338 | FAX 082-423-7946 |

※ 相談窓口になります。発行は広島法務局で行っております。

●東広島市社会福祉協議会

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|-------|-------------------|----------------|------------------|
| 本所 | 東広島市西条町土与丸 1108 | ☎ 082-423-2800 | FAX 082-423-8525 |
| 黒瀬支所 | 東広島市黒瀬町丸山 1286-1 | ☎ 0823-82-2026 | FAX 0823-81-0340 |
| 福富支所 | 東広島市福富町久芳 1545-1 | ☎ 082-435-2247 | FAX 082-435-2098 |
| 豊栄支所 | 東広島市豊栄町乃美 2841-1 | ☎ 082-432-2083 | FAX 082-432-2145 |
| 河内支所 | 東広島市河内町中河内 1206-1 | ☎ 082-420-7011 | FAX 082-437-0281 |
| 安芸津支所 | 東広島市安芸津町三津 4398 | ☎ 0846-45-0201 | FAX 0846-46-0025 |

住みなれた地域で 安心して生活するために

権利擁護センターでは、成年後見制度などの権利擁護に関する制度を活用し、地域で安心して生活していくために以下のような支援を行います。

■ 法人後見事業

東広島市社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、次のような方を対象として受任します。

- 福祉サービス利用援助事業「かけはし」を利用している方
- 東広島市長が申立人となる被後見人候補者など
- 他に後見人など候補者がいない場合

■ 福祉サービス利用援助事業「かけはし」

判断能力の不十分な方（認知症や知的障害、精神障害などで、日常生活に不安のある方）の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理の支援を行います。

■ 生活あんしんサポート事業

成年後見制度やかけはしの対象とならない方で、身体的な理由などで、外出が困難な方を対象に、日常生活に必要な預貯金の出し入れ、医療費、税金等の支払いの代行などを行います。

■ 権利擁護についての相談・関係機関との連携

- 経済的な虐待や、成年後見制度相談について関係機関と連携し、問題解決を図ります。
- 権利擁護に関係する機関とのネットワークを構築します。
- 困難な問題に対しては、弁護士・司法書士・医師・福祉関係者などの専門職からなる権利擁護センター運営委員より助言を受け、問題解決を図ります。

■ 相談・普及啓発

- 権利擁護センター事業に関する相談を行います。
- 権利擁護センター（かけはし・成年後見制度・市民後見人等）に関する講演会等を行います。
- 出前講座を行い、権利擁護センターに関する説明をします（無料）。



… 基本理念 …

みんなの ふくしに むかいます
みんなの あしたに つなぎます
みんなの ねがいに こたえます
みんなの ちからに ありがとう

東広島市社会福祉協議会 権利擁護センター

〒739-0003 東広島市西条町土与丸1108番地(東広島市総合福祉センター内)

☎(082)430-8867 FAX : (082)423-8525

E-mail : h-syakyo@soyokazenet.jp ホームページ : <http://www.higashihiroshimashi-syakyo.jp/>

令和2年3月 作成

